

須賀川市中小企業産業見本市等出展支援事業

補助金のご案内

市では、市内に住所を有する製造業等を営む中小企業者が、自ら所有する優れた技術、製品等の新規市場開拓や販路拡大を目的に行う産業見本市等への出展事業に対し、補助制度による支援をしています。産業見本市（展示会）への出展小間料や小間展示装飾費などの経費が対象となりますので、自社のビジネス拡大のため、是非ご利用ください。

1 補助金の交付対象者

- ・市内に住所を有する製造業等を営む中小企業者

2 補助対象事業

- ・産業見本市等への出展を行う事業（物産展等、即売を目的としたものは除きます。）

3 補助対象経費

- (1) 出展料
- (2) 展示装飾費
- (3) 備品使用料
- (4) 運搬費
- (5) 印刷製本費
- (6) 旅費・宿泊費
- (7) その他市長が必要と認める経費

4 補助金額

- ・補助対象経費の1/2で、補助限度額20万円（取扱詳細は、別表を参照ください。）
※須賀川市工業製品認定制度により認定を受けた製品の場合、限度額30万円

5 補助申請から交付までの手順

- (1) 事業着手の1カ月前に、出展時期、出展内容、経費等を市商工労政課に事前相談
- (2) 補助金交付申請書の提出（事業着手の2週間前）
 - 提出書類 「補助金交付申請書」「事業計画書」
 - 添付書類 ・補助対象経費の見積書の写し又は費用等が確認できる書類
・出展する産業見本市等の概要が確認できる書類
・定款又は企業概要が確認できる書類
・その他市長が必要と認める書類
- (3) 申請者へ補助金交付決定を通知（その後、事業着手）
- (4) 実績報告書の提出（事業完了後14日以内）
 - 提出書類 「実績報告書」「事業報告書」「補助金交付請求書」
 - 添付書類 ・補助対象経費の支出を確認できる書類（領収書の写し等）
・産業見本市等における自社の出展状況（小間全景、展示装飾状況、商談風景等）がわかる写真等
・その他内容に応じて必要とされる書類等
- (5) 申請者へ補助金を交付（口座振込により交付します。）